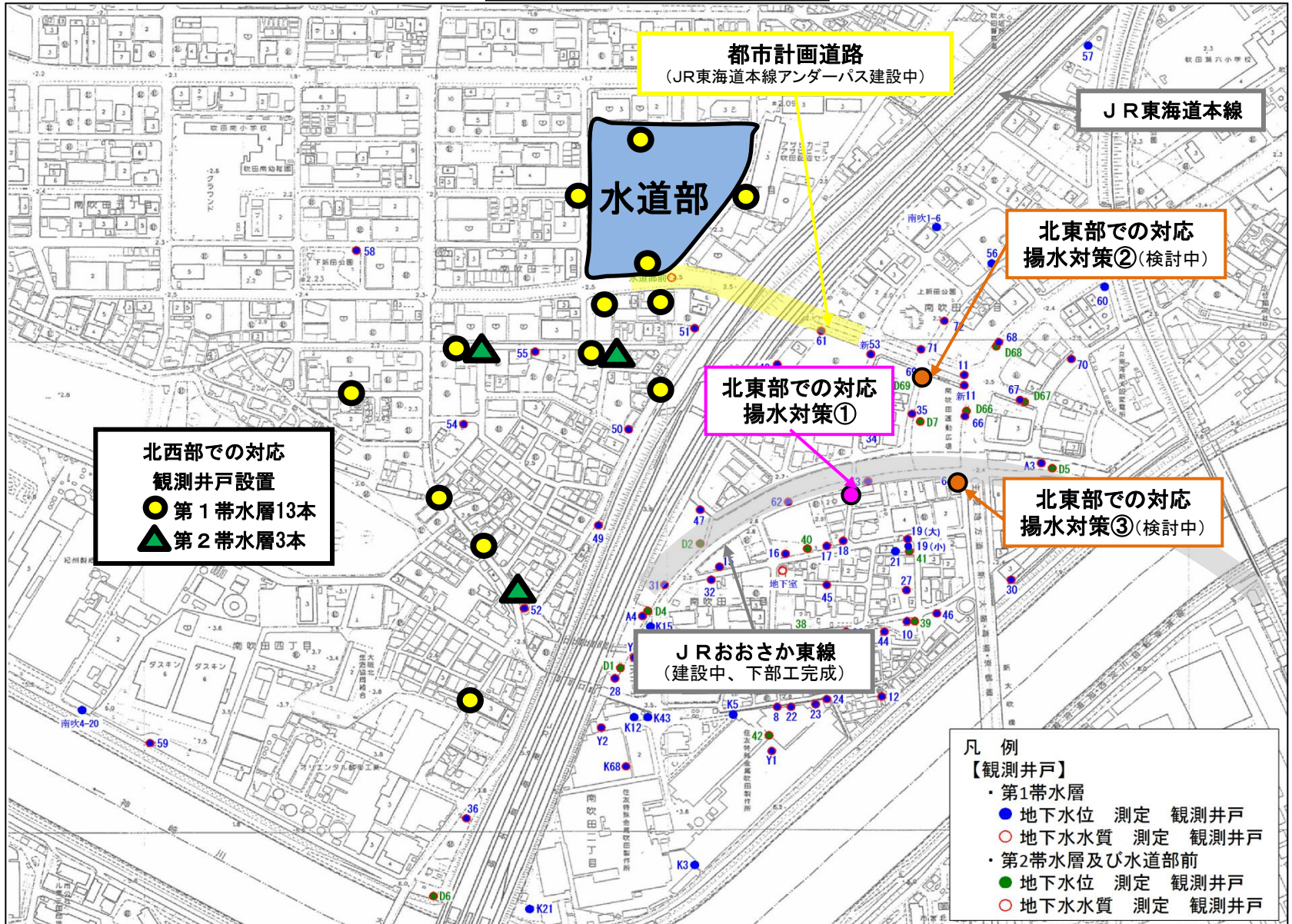


資料-2 今後の対応(案)について

市の対応(概要)

	状況	市の見解	市の方針	現在の市の取組
北西部	<p>1 平成28年8月以降、水道部敷地内の深井戸(休止中)で塩化ビニルモノマーが検出される。</p> <p>2 北側のNo.51で、塩化ビニルモノマーの基準超過が確認された(H28.11)。</p>	<p>汚染拡散が確認され、詳細な調査が必要である。</p>	<p>観測井戸を増設し、調査を行う。</p>	<p>観測井戸設置に向け、準備中(関係機関協議)</p>
北東部	<p>1 大型工事による地下水位(地下水流向)の変化は見られない。</p> <p>2 平成28年7月以降、新設のNo.69での測定の結果、塩化ビニルモノマーの高濃度汚染が確認されている。</p> <p>3 下水管修復後、No.69の地下水位は、新No.11付近と比較したところ、相対的に低下している傾向が確認された。</p> <p>4 No.11の北側(No.68)及び北東側(No.70)での塩化ビニルモノマーの検出、濃度上昇が見られる。</p>	<p>1 No.11周辺の地下水位を継続的に確認する必要がある。</p> <p>2 汚染拡散防止及び浄化対策が急務である。</p>	<p>1 これまで通り、定期的に水位測定を行う。</p> <p>2 高濃度汚染域(No.63周辺)での揚水対策を行う。</p> <p>3 追加の揚水対策に取り組む。</p>	<p>1 年4回の水位測定、自記水位計による連続測定</p> <p>2 高濃度汚染域での揚水対策に関する実施設計中</p> <p>3 追加の揚水対策の検討中</p>

今後の取組概要



北東部の対応【揚水対策①】

No.63周辺での措置に関する実施設計の概要

【目的】

有機塩素化合物が環境基準値の100倍を超過する高濃度汚染域内のNo.63付近に揚水井戸①を設置し、道路に導水管(圧送管)を埋設して処理施設まで汚染地下水を導水後、曝気処理する。

【揚水設備】

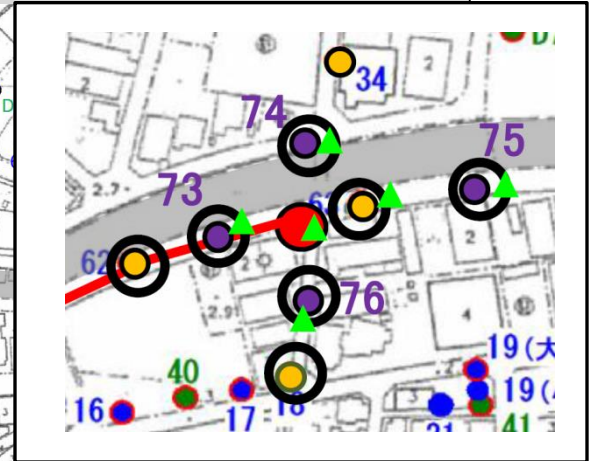
- ・取水井戸：口径φ600mm、深度9m
- ・揚水量：42m³/日(30L/分)
- ・連続運転(24時間)
- ・計測機器：量水器、圧力計

【導水設備】

- ・導水管：ステンレス製32A
(外径：42.7mm)

【排水設備】

- ・計測機器：量水器、圧力計



凡例

- : 揚水井戸
- : 導水管
- (黄) : 効果確認用観測井戸(既設)(4井戸、水質調査4回/年)
- (紫) : 効果確認用観測井戸(新設)(4井戸、水質調査4回/年)
- (黒) : 孔内自記水位計設置井戸(7井戸)
- ▲ (緑) : 地盤沈下モニタリング地点(6地点、4回/年)

【既設観測井戸】

- ・第1帯水層
 - 地下水位 測定 観測井戸
 - 地下水水質 測定 観測井戸
- ・第2帯水層及び水道部前
 - 地下水位 測定 観測井戸
 - 地下水水質 測定 観測井戸

北東部での対応【揚水対策②検討中】

【揚水井戸②の設置位置】

- 1 平成28年度第1回専門家会議において、新No.11地点からNo.69地点にかけて対策の必要性を確認している。
- 2 新No.11周辺に比べ地下水位が低く、高濃度汚染が確認されているNo.69周辺の下水道本管近傍に揚水井戸1本を設置する。

【揚水量】

No.69周辺は、地下水位が低く、周辺から地下水が集まってくると考えられることから、最大揚水量は揚水対策①の2～3倍で設定し、急激な地下水位の低下に注意して揚水量を決定する。

【期待できる効果】

高濃度汚染が確認され、汚染の北限でもある位置での揚水対策により、北方向への地下水汚染拡散防止及び浄化対策が期待できる。



北東部の対応【揚水対策③検討中】

【揚水井戸③の設置位置】

揚水対策①②の影響範囲を考慮し、汚染北東部の東側で、塩化ビニルモノマーの環境基準値の10倍を超えるNo.64付近に配置する。

【揚水量】

No.64は、No.63に比べ、汚染濃度が低いいため、汚染を引き寄せないよう、最大揚水量は揚水対策①よりも低く設定する必要がある。

【期待できる効果】

- 1 更なる北東部 (No.67方向) 及び東部 (A3方向) への汚染拡散防止が期待できる。
- 2 揚水対策①③の南側の高濃度汚染地下水が、地下水流向に沿って北東方向に移流していると推察されることから、長期的な視野に立つと、浄化効果も期待できる。



市の取組内容及びスケジュール(案)

	対応	目的	スケジュール
北西部	調査	適切な対策を実施するための地下水流動及び地下水質の把握	H29.4～ 観測井戸設置、調査対策の検討 H29.7頃 専門家会議で報告
北東部	揚水対策① (No.63近傍)	汚染拡散防止及び浄化対策	H29.5～ モニタリング(地盤沈下) H29.6～ 揚水対策工事 H29.10頃～ 揚水開始 モニタリング(地下水、地盤沈下)
	追加の揚水対策②③ (No.64,69周辺)	汚染拡散防止及び浄化対策	H29年度 実施設計